

議事日程（第1日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 行財政改革問題に関する事務調査について
- 第6 議会改革推進に関する事務調査について
- 第7 議案第4号 北方町新築住宅の定住奨励金交付条例制定について (町長提出)
- 第8 議案第5号 北方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第9 議案第6号 北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第10 議案第7号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第11 議案第8号 北方町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第12 議案第9号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第13 議案第10号 北方町福祉振興基金条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第14 議案第11号 北方町公共用地取得基金条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第15 議案第12号 平成22年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについて (町長提出)
- 第16 議案第13号 平成22年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を定めるについて (町長提出)
- 第17 議案第14号 平成22年度北方町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについて (町長提出)
- 第18 議案第15号 平成23年度北方町一般会計予算を定めるについて (町長提出)
- 第19 議案第16号 平成23年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについて (町長提出)
- 第20 議案第17号 平成23年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについて (町長提出)
- 第21 議案第18号 平成23年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについて (町長提出)
- 第22 議案第19号 平成23年度北方町上水道事業会計予算を定めるについて (町長提出)
- 第23 議案第20号 北方町土地開発公社の解散について (町長提出)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第23まで

出席議員 (9名)

1番	鈴木浩之	2番	安藤浩孝
3番	廣瀬和良	5番	福井裕子
6番	立川良一	7番	戸部哲哉
8番	井野勝巳	9番	日比玲子
10番	田中五郎		

欠席議員 (1名)

4番 中村広一

説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫	副町長	山本繁美
教育長	宮川浩兵	都市環境農政課参事	大平喜義
総務課長	村木俊文	税務課長	山中真澄
収納課長	西口清敏	住民保険課長	豊田晃
福祉健康課長	北村孝則	上下水道課長	山田忠義
都市環境農政課長	酒井友幸	教育課長	渡辺雅尚
会計室長	林賢二		

職務のため出席した事務職員の氏名

議会事務局長	高橋善明	議会書記	木野村幸子
議会書記	梅田竜志		

○議長（井野勝巳君） おはようございます。

朝晩大変に過ごしやすくなってまいりました。

2011年度予算案が1日の未明に衆議院本会議におきまして与党の賛成多数で可決をされました。2日に参議院に送られたようでございます。予算案は、参議院へ送付後30日で自然成立となりますが、年度内において成立が確定されますけれども、肝心の関連法案が、今ねじれ国会の中において成立するのかが予断を許さないところでもあろうかと思えます。仮に関連法案が年度内に成立しない場合は、普通交付税などが、4月概算交付額が交付団体全体で1.5兆円ほど減るということになります。地方においても、財政運営に支障を来すおそれもありますが、参議院での今後の予算や各法案の審議に注目をしてまいりたいと思えます。

それでは、平成23年第2回定例会をただいまから開会いたします。

ただいまの出席議員数は9人で、定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第2回北方町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井野勝巳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において5番 福井裕子君及び6番 立川良一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（井野勝巳君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月22日までの19日間といたしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から3月22日までの19日間に決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（井野勝巳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局から例月出納検査の結果、西濃環境整備組合議会関係などの報告をいただきます。事務局長。

○議会事務局長（高橋善明君） それでは、12月定例会以降の報告をさせていただきます。

1月19日、2月16日に現金出納事務全般について例月出納検査が行われ、一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健医療特別会計、下水道事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、上水道事業会計及び各基金とも、記載金額が正確で、計数上の誤りはないものと認められた旨の報告がありました。

次に、財政援助団体等監査の結果についてであります。

12月3日、平成21年度補助事業のうち、社会福祉協議会補助金、北方中学校各種指導補助金、婦人会補助金、少年団体活動補助金、子ども会育成協議会補助金、事業補助金に関する事項について、補助目的に従って事業効果を上げているか、事務処理は適正かなどを主眼として監査が行われました。

監査の結果、対象事項について、申請、交付及び実績など関係書類の提出と関係者から説明を求めて監査した結果、おおむね適正に執行されているが、一部の事務においては形式的、かつ前年踏襲的な事務手続が認められるため、社会経済の変化や厳しい財政事情を勘案して必要な見直しと改善を行い、一層その適正化を期することが望まれるとの報告がありました。

次に、随時監査の結果についてであります。

1月25日、リサイクルセンターとふれあい水センターの事務事業について、施設の管理は適正かつ適切に行われているか。業務委託契約の内容、履行等は適切に行われているかなどを主眼とし、監査が行われました。

監査の結果、対象事項について、関係書類等の調査、関係規則等の照合及び担当者から説明を求め監査した結果、おおむね適正に管理されているが、施設の物品等は受け払いの管理簿を作成し、管理状況を明確にする必要がある。また、ふれあい水センター管理業務の委託契約については、委託先との協議も含め、契約事項の見直しと改善が望まれるとの報告がありました。

西濃環境整備組合についてであります。

2月17日、平成23年第1回西濃環境整備組合定例会が開催されました。

最初に、議第1号 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正で、手数料の徴収で、100キログラムごと900円を10キロごと100円に改正しようとするものです。

議第2号 平成22年度一般会計補正予算（第2号）について。ごみ処理施設建設国庫補助金の減により、歳入歳出それぞれ1,660万円を減額し、歳入歳出予算の総額を15億199万8,000円とするものです。

議第3号 平成23年度経費の分賦金額及び分賦方法について。ごみ処理、室内温水プール関係の分賦金額、総額10億4,775万7,000円のうち、北方町の分賦割合は9.39%で、金額9,834万2,000円とするものです。

議第4号 平成23年度一般会計予算について。歳入歳出予算の総額は、16億5,019万6,000円とするものです。前年度より1億3,703万円、前年度比9.1%の増となっています。歳入の主なものは、市町村分賦金10億4,775万7,000円、屋内温水プール使用料3,100万円、ごみ処理手数料2億2,415万5,000円、財政調整基金繰入金2億9,226万8,000円。歳出の主なものは、屋内温水プール

管理費5,992万3,000円、じんかい処理費9億7,249万1,000円、施設建設費2億9,413万2,000円です。

以上4議案は、原案どおり可決されました。

続いて、本巣消防事務組合についてであります。

2月25日、平成23年第1回本巣消防事務組合議会定例会が開催されました。

最初に、議案第1号 平成22年度一般会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ733万3,000円を追加し、総額6億6,809万7,000円とするものです。歳出の主なものは、財政調整基金積立金1,055万7,000円、職員2名9月退職に伴う経費の減額322万7,000円です。

議案第2号 平成22年度23年度の分賦金についてです。分賦金額6億5,473万4,000円のうち、北方町の率は30.205%で、2億1,035万5,000円とするものです。

議案第3号 平成23年度一般会計予算について。歳入歳出予算の総額は7億4,900万3,000円とするものです。前年度より9,298万9,000円、前年度比14.2%の増となっております。歳入の主なものは、市町村分担金6億9,629万2,000円、基金繰入金5,150万円。歳出の主なものは、常備消防費9億1,382万7,000円、消防施設費7,350万円です。

以上の3議案は、原案のとおり可決されました。

次に、岐阜県町村議会議長会についてであります。

1月21日、知事と町村議長の意見交換会が岐阜グランドホテルで開催されました。「地方財政について」をテーマに、県の行財政改革や国の事業施策と幅広く議論が行われました。

2月9日、全国町村議会議長会の定期総会において、北方町議会が地域の振興・発展及び住民福祉の向上のため議会の活性化に努めたことに対して全国町村議会表彰を受賞しました。また、町村議会議員とし、15年以上在職された戸部哲哉議員に全国自治功労賞を受賞されました。

以上、報告をしました会議等の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（井野勝巳君） 日程第4、行政報告を求めます。

町長。

○町長（室戸英夫君） それでは、行政報告をさせていただきます。

まず、過ぐる2月16日に第1回の岐阜県後期高齢者医療広域連合議会の定例会が岐阜市の柳津公民館の大会議室で行われました。

欠員になっておりました副議長選挙が行われまして、議長指名によって垂井町の衣斐弘修さんが選ばれたところでございます。

議案第1号につきましては、平成23年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算でございました。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,298万3,000円と定めるものでございます。歳入内訳につきましては、市町村負担金が2億2,071万8,000円と前年度決算剰余金の繰り越しが2,964万5,000円のほかは、諸収入の259万1,000円と基金利息の2万9,000円でございます。歳出につきましては、議会費として161万1,000円、人件費など総務費が2億5,037万2,000円で、予備費が100万円ということになっております。なお、前年度との比較では、金額に対して704万円、2.71%の減額となっておりますのでございます。

議案第2号は、平成23年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,037億3,971万2,000円と定めるものでございました。歳入の内訳につきましては、市町村支出金が337億7,877万2,000円、国庫支出金が645億1,315万1,000円、県支出金が164億1,201万1,000円、支払基金交付金が844億653万1,000円、特別高額医療費共同事業交付金が3,935万2,000円、財産収入として68万8,000円、繰入金が13億2,406万5,000円、繰越金が30億1,064万2,000円、諸収入が2億5,450万円というところでございました。歳出につきましては、総務費で4億7,187万8,000円、保険給付金で2,013億9,714万6,000円、県財政安定化基金拠出金が1億7,599万6,000円、特別高額医療費共同事業拠出金として3,950万3,000円、保健事業費として3億9,711万2,000円、諸支出金として1,651万、基金積立金が68万8,000円、予備費として12億4,087万9,000円でございます。前年度との比較では、金額で77億7,539万5,000円、率にいたしまして3.97%の増加ということになっております。

議案第3号は、平成22年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億2,556万1,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,006億4,941万8,000円とするものでございます。歳入の内訳は、国庫支出金13億118万9,000円、県支出金2億1,200万円、繰越金として1,237万2,000円を追加いたしましたものでございます。歳出におきましては、特別高額医療費共同事業拠出金として217万2,000円、諸支出金が1,020万円、基金積立金が13億118万9,000円で、予備費が2億1,200万円となっておりますのでございます。

議案第4号 岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

これは、被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者に対する均等割額の軽減特例措置を、平成23年度においても引き続き継続をしていくための附則改正を行うものでございました。その内容は、被用者保険の扶養者であった被保険者に対する均等割の軽減措置が、5割軽減が9割軽減に、8.5割軽減が9割軽減に、所得の低い被保険者——9割軽減者を除く対象でございますけれども——に対しては、均等割軽減措置として7割軽減でありますものを8.5割軽減にするという特例措置を引き続いて行うものでございます。

議案第5号 岐阜県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてでございます。

委員の任期満了によりまして、後任の委員の選任同意を求めるものでございました。新監査委員に選任された、岐阜市の松波博氏に同意をしたものでございます。なお、同氏の任期は平成23年3月28日から平成27年3月27日までということになるわけでございます。

議案第6号 岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任でございます。

これも委員の任期満了によるものでございまして、揖斐郡揖斐川町の弁護士であります松井義孝さんの再任に同意をいたしたものでございます。

日程第11として、岐阜県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙についてでございます。

これは、地方自治法第292条を準用する第182条第1項の規定によりまして、岐阜県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙が行われたものでございます。選挙管理委員4名、同補充員4名が選出をされました。なお、参考までに、選挙管理委員には渡邊東彦さん、岐阜市からでございます。横田洸さん、大垣市。安田勇さん、関市。浅野俊英さんが中津川市からということになっております。補充員といたしましては、尾関卓司さんが岐阜市の方です。亀山静子さん、関市。堀崎恵三さん、垂井町。清水義一さん、池田町ということになっております。

後期高齢者医療広域連合の議会については、以上でございます

引き続きまして、平成22年度の樽見鉄道連絡協議会の臨時総会が、過ぐる2月17日9時30分から本巣市役所の大会議室で行われましたので、この点についての御報告をさせていただきたいと思っております。

まず、第1号議案でございます。来年度以降の樽見鉄道の支援についてでございます。

結論から申し上げますと、同鉄道に対する支援は平成24年度まで実施をすることといたしました。ただし、固定資産税の補助分は、従来どおり各市町が受けた納付分の同額を補助するということになっております。簡単に言いますと、固定資産税はいただかないということになるわけでございます。御案内でございましょうけれども、この支援の額につきましては、大垣市が年間1,500万円、瑞穂市が1,000万円、本巣市が6,424万円、揖斐川町が876万円で、当北方町は200万円、合計1億円を23年度から24年度の2年間にわたって補助をする、継続をするということに決したものでございます。

なお、この樽見鉄道の経営内容について、経営監視業務委託を株式会社シーズ総合政策研究所というところへ委託を行って、その経営内容についてきょうまで検討を進めてきたわけですが、今後この契約は、委託は行わないということになりました。

参考までに、このシーズが設定をいたしました、経営改善計画とその経営の実績の報告を少しさせていただきたいと思っておりますけれども、経常損益につきましては、平成20年と21年の2年にわたっての数字を申し上げますが、経営改善計画では、赤字が20年度については8,720万円という計画でございましたが、実績としては9,884万9,000円という赤字になっておりまして、その差額は計画よりも1,164万9,000円赤字が大きくなっております。21年度の実績につきましては、同様に計画が8,720万でございましたけれども、その実績は少し改善をされましたが、赤字の9,729万

円ということで、これも改善計画より1,009万円ほどの赤字が増加をしておるということでございます。

その最大の原因は、輸送人員が減少をしていくことでございますけれども、これも3年間の実績が報告をされましたけれども、19年では計画として63万8,000人を予想したわけでございますが、実際に利用した人数は61万1,752人で、2万6,248名の計画減になっておるところでございます。同様に20年度におきましても、計画では62万8,000人を予定いたしておりましたけれども、実績としては61万4,670人ということになりまして、ここでも1万3,330人が計画より少なかった。直近の21年につきましては、計画では62万3,000人をいたしておりましたけれども、実際鉄道を利用した人数は60万589人でございますして2万2,411人という差が出てきたわけでございます。

先ほど申し上げましたように、今後の支援体制につきましては、この20年度に作成をした第2次経営改善計画、申し上げました数字でございますが、20年から22年度まで3ヵ年にわたってこの協議会で沿線市町として支援をしてきたわけでございますが、その目標は、経常損益8,000万円台と償却前の損益の黒字ということが絶対条件でございますして、支援継続の判断基準をここに置いて、この3年間を見守ってきたわけでございますけれども、乗客数が減少いたしております上に、どうも歯どめがかかっておりません。したがって、経常損益は先ほど申し上げましたように20年で9,884万9,000円、21年で9,729万円の赤字でございますして、償却前の損益も黒字に転化するどころか赤字がずっと続いておりまして、支援継続の判断基準を大きく下回ってきております。

今後の見通しをいろいろ検討いたしましても、大変樽見鉄道自身としても経営努力を、話を聞いておられますも血のにじむような努力をされておられますして、とりわけ人件費の削減も限界状態であるというふうに判断をしておるわけでございます。鉄道会社、輸送会社について何よりも安全であることが一番大事なことでございますから、これ以上の人員削減は安全の保障という観点から見ても非常に厳しい状況にあるわけでございます。加えて、24年、25年には車両の更新を迎える時期でございますので、支援の現状では、増額も各市町とも困難であるという状況でございます。

一時は、事前の非公式な協議では、しっかりとこの段階で打ち切ろうというお話も出ましたけれども、鉄道会社や地域住民のいろんな感情、あるいは要望もございまして、今後は公共交通に対する国や県、あるいは市町村の支援のあり方というものが、国の方針として今見直される可能性が出てきておりますので、したがって、もうしばらく、24年までの実施、応援はしますけれども、それ以降について、直ちにこれを廃止するという結論を急がずに、しばらく国や県の動向を見て、この地域の公共交通に関する新しい施策がどのようなものとして出てくるか、そのことによって樽見鉄道にどういう影響が出てくるかということを検討して最終的な判断をしよう、当面は24年度まで申し上げました金額で援助をしていこうということに結論が出されたところでございます。

以上で、私の行政報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） 次に、北方町土地開発公社の報告を求めます。副町長。

○副町長（山本繁美君） それでは私からは、北方町土地開発公社の第1回理事会が去る2月10日に開催されましたので、その審議内容について報告させていただきます。

議案は1件で、北方町土地開発公社の解散についてであります。今後についても開発公社による土地の先行取得や造成等の具体的な事業の予定がないことや、最近の社会情勢からも、先行取得有用性が薄まってきていることから、開発公社としての社会的役割、目的は達成したものと考えております。したがって、北方町土地開発公社定款第25条第1項の規定によりまして、理事会に同意を求めたものであります。

審議の結果ですが、全会一致で解散することに同意をいただきまして、承認されましたわけがあります。よって、今後ですが、3月の町議会、今定例議会で解散の議決をいただきましたその後、県に認可申請をしまして、県知事の認可をおりて初めて解散となるわけであります。なお、残有財産の810万円余につきましては、現在の理事の方に清算人となっていただきまして精算手続を済ませた後に、北方町の一般会計に全額お返しすることになります。

以上で報告を終わります。

○議長（井野勝巳君） これで行政報告を終わります。

日程第5 行財政改革問題に関する事務調査について

○議長（井野勝巳君） 日程第5、行財政改革問題に関する事務調査についてを議題といたします。行財政改革問題特別委員長の報告を求めます。

田中五郎君。

○行財政改革問題特別委員長（田中五郎君） お許しをいただきましたので、行財政改革問題特別委員会の御報告を申し上げたいと思います。

1月27日に委員会を開催させていただきましたので、調査を行いました。その結果を、御報告いたします。

1. 第5次北方町行政改革大綱（案）につきまして、目標期間を平成23年度から27年度までの5年間とする。次に、基本的な方向の具体策は、住民参加の推進、また健全財政の確立、行政サービスの質の追求を改革の柱とする。

次に、平成23年度以降の実施計画については、行財政改革調査取り組み8項目37事業とする。その説明を受け、審査した結果、執行することを了承することになりました。

以上、会議規則第73条の規定により御報告させていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（井野勝巳君） 行財政改革問題特別委員長の報告を終わります。

委員長の報告のとおり了承することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。よって、委員長の報告のとおり了承することに決

定をいたしました。

日程第6 議会改革推進に関する事務調査について

○議長（井野勝巳君） 日程第6、議会改革推進に関する事務調査についてを議題といたします。
議会改革推進委員長の報告を求めます。

廣瀬和良君。

○議会改革推進委員長（廣瀬和良君） それでは、議会改革推進に関する事務調査についてということで、2月1日、委員会を開催して調査を行いました。会議規則73条の規定によって報告をいたします。

平成23年度の重要施策ということで、新しい事業とかそんなことについて、自由討議を行いましたので、下記のとおり町長に提案するということです。

一つには、春來町のプール跡地については、整備後の管理は地域で行う方向で考える。なお、使用目的がなければ、それは遊休資産の処分ということで処分を行っていく方向だということでございます。

それから、新築住宅の定住奨励金交付事業。これについては、いろんな細かい条件があります。それにつきましては、条例制定時に論議をすると、こんなことで決まりました。

それから、町道3号線ほか道路整備事業につきましては、事業内容は必要最小限とするということにしたいと。それから、設計の段階ではいろいろまた論議をしたいなど、こんなことで決まりました。

以上、報告をいたします。

○議長（井野勝巳君） 議会改革推進委員長の報告を終わります。
委員長の報告のとおり了承することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。よって、委員長の報告のとおり了承することに決定をいたしました。

日程第7 議案第4号から日程第23 議案第20号まで

○議長（井野勝巳君） 日程第7、議案第4号から日程第23、議案第20号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（室戸英夫君） 人並みといいますか、世間並みにちょっと鼻炎を患っておりまして、お聞き苦しいところがあったら、お許しをいただきたいと存じます。

平成23年第2回定例議会が開催をされまして、新年度の予算案などの御審議をいただくことになりました。議員各位には、何かと御多用のところを御出席いただきまして、まことにありがと

う存じました。

昨年12月の町長選挙では、無投票で当選の栄に浴し、2期目の任につかせていただくことになりました。微力でございますが、全力でその職務を果たす決意でございます。ここに改めて、議員の皆様を初め、町民の皆様、そして職員の皆様の変わらぬ御協力と御教授をお願い申し上げる次第でございます。

さて、長く続きます経済不況も、踊り場から少し上向き感にあるとの予想もありますが、私どもがそれと実感できるまでには、まだまだ時間が必要な気がいたします。

また、さきの参議院議員選挙や、その後の各種地方選挙などの結果を見ましても、特定の政党を積極的に支持するというよりも、パフォーマンスや過激な発言に誘発される投票行動が顕著になって、一抹の不安を覚えるのでございます。その原因は、政権運営にふなれな与党と、それによる混乱を政局にしてさらに攪拌しようとする野党の対応など、つまり、既存政党のていたらくが国民の政治不信を増幅して、今日の政治状況を現出しているものに違いありません。このように、経済も政治も羅針盤を失ったように漂流を続ける時代、私たちは一体何を信じ、何を軸として生きていいのかわからない時代に遭遇しています。

国の予算編成を見ましても、租税収入よりも新規国債の発行額が多くなっています。このため、借金は大きく膨らみ、平成23年度末見込みの残高は997兆円にも達しようとしています。このようにプライマリーバランスを無視した予算編成は、極めて危険なことであります。この数値は、GDP比180%超にもなるものだと言われております。財政危機に陥ったギリシャは130%でありましたから、明らかに奈落のふちに立たされている状態と言えましょう。それでも日本の国債価格が急落を避けられているのは、銀行が国債を買い続けているからであります。

しかし、アメリカの格付会社が日本国債を格下げした事実は、我が国の国債が市場の信頼を失いつつある証左でもあるわけであります。「仮に1%長期金利が上がれば、大手銀行の全体の保有国債に2兆円を超える評価損が生じる」という日銀幹部の発言にあるように、銀行が評価損による経営危機を恐れて売却に走れば、国債は暴落し、一気に破綻する危険を内包しているわけであります。財政赤字は、根本的には、税などの国民負担と福祉などの国民サービスのバランスが崩れていることから生じます。この現象は、民主主義が大衆迎合主義に陥ったときに生じるわけであります。民主主義の落とし穴と言われるゆえんであります。私たちはこの認識を肝に銘じなければなりません。

1993年、スウェーデンは、不良債権、金融不安、財政赤字、不況という四つの困難に出会い、これを解決するために、一般国民は政府支出削減で、豊かな国民は租税で痛みを分け合いました。具体的には、失業手当を90%支給から75%までに引き下げ、児童手当や疾病手当の水準も引き下げるといふまさに聖域なきものでございました。こうした政府支出の削減は、相対的に貧しい国民がより痛みを受けます。そこで、豊かな国民には富裕税の税率5%アップという新たなる租税で、痛みを分かち合うことにしたのであります。そして、貧しい国民は政府からの支給の削減で、豊かな国民は租税で痛みを共有し、協力して一挙に財政再建と景気回復を実現させたのでありま

す。つまり、賢いスウェーデン国民は、自分たちの義務として、国難に際し増税を許容したのであります。

日本ではどうでしょうか。財界などは、税率の引き下げと累進課税の緩和や資産階級の減税を主張し、それが認められなければ海外に脱出するという、日ごろ口にする「愛国心」のかけらもない身勝手な要求をしております。我々が今なすべきことは、欲望を慎んで足ることを知る、少欲知足を実践することでありましょう。

私は、町長に就任以来、財政の健全化を至上命題としてまいりました。なぜなら、経済への視点は、直面している緊急の問題に対処する以上に、景気循環という経済用語に従って長期的な展望を持って冷静に対処することが、こういう事態には必要だとの考えに立つからであります。

おかげさまで、この4年間で基金を2億5,148万4,000円増額積み立てる一方で、3億6,114万3,000円の起債償還をすることができました。もちろん、その陰には6億円を超える議員や職員、そして町民の皆さん方の血のにじむような行政改革への御協力があったことは言うまでもありません。

23年度予算も初心を忘れず、最少の経費で最大の効果を出すことに心がけ、予算総額は80億8,650万6,000円といたしました。このうち、一般会計は51億5,000万円、特別会計は29億3,650万6,000円といたしました。臨時財政対策債の3億5,000万円のほかに、一般会計債の起債には頼らない予算編成といたしております。

昨年度予算、22年度に比して総額では1億3,417万8,000円の増額でございまして、1.69%増とさせていただいたところでございます。この数値は、ここ5年間で最高の総額でございまして。

これからの課題といたしましては、子育て、社会保障、高齢者福祉、そして未来への基盤投資の分野であります。少子・高齢化で人口の減少が著しい中、一人でも多くの人にこのまちに住み、このまちを好きになり、このまちをついの住みかとして、より多くの人に住み続けていただくための施策に取り組むための第一歩とする強い意思表示をさせていただいたつもりであります。皆さんの御協力をお願い申し上げます。

それでは、今定例会に提案いたしました諸議案について御説明を申し上げます。

御審議をお願いいたします議案は、条例関係8件、予算関係8件、その他1件の合計17件であります。

まず、歳入歳出予算の主な内容につきまして順次御説明をさせていただきます。

歳入について、町民税の個人町民税につきましては、依然として厳しい経済状況の中でありますが、企業収益は徐々に改善をしており、これに伴う個人所得の増加を予測し、前年度より1,165万円、1.4%増額し、また法人町民税についても990万円、11%増額いたしました。これにより、町民税総額は対前年度比2.3%増の9億4,585万円を計上させていただきました。

固定資産税の土地につきましては、地価の下落に伴い土地評価の時点修正があるものの、地目変更などによりまして若干の増が見込まれます。また、家屋につきましては、大規模な事務所の取り壊しなどの影響により減額となり、償却資産は、設備投資が持ち直しつつあるなどの要因に

よりまして、対前年度比0.9%増の10億3,524万3,000円を計上させていただきました。

軽自動車税につきましては、自家用軽四輪乗用車の増に伴い、対前年度比5.9%増の2,976万5,000円を計上したところでございます。

町たばこ税につきましては、平成22年10月からたばこ税の引き上げがあり、これによる消費減が見込まれるために、対前年度比8.3%減の1億1,700万円を計上いたしました。

この結果、町税全体における税額は、対前年度比2,191万4,000円、1.04%増の21億2,785万8,000としたところでございます。

なお、自主財源であります町税の重要性はますます高まっておりますので、税の公平性の確保のためにも、徴収には今後とも力を入れてまいります。

地方交付税につきましては、地財計画を初め、平成22年国勢調査人口が反映すること及び税收等の決算見込み額などを考慮いたしまして、普通交付税を対前年度比1億6,500万円増の10億8,000万円、特別交付税は、普通交付税への移行による減を見込み、対前年度比300万円減の2,700万円を計上しております。次に、地方特例交付金は、減収補てん特例交付金のうち、住宅借入金等特別税額控除による減収に伴う地方特例交付金の増を見込み、対前年度比400万円増の3,200万円を計上したところであります。また、町債につきましては、臨時財政対策債の3億5,000万円のみといたしました。

歳出についてでございます。

まず、政策審議会及び町民対話集会の開催でございます。

住民参加の草の根民主主義をこのまちに根づかせる住民との協働によるまちづくりを目指して、引き続き政策審議会を開催いたしたいと存じます。5年目となり、委員の交代期でもありますので、公募により各界・各層から幅広く参加をお願いして、さまざまな視点から御議論をいただきたいと思っております。さきの政策審議会では、協議をきっかけに各種ボランティア活動や住民活動へと発展するグループもありました。新年度も先進地への視察研修を実施し、引き続き自分たちのまちは自分たちでよくするという意識の涵養に資し、住民が主体となった活動の醸成を図ってまいります。また、町民対話集会も引き続き開催し、参加で育てるまちづくりの思想を定着させたいと思っております。

なお、開催場所につきましては、これまで開催した会場を中心として検討し、その他に希望される自治会への出前集会も積極的に開催をして、町民の皆さんとのパブリック・プライベート・パートナーシップを図ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、庁舎の相談コーナーの整備についてでございます。

現在、1階ロビーに設置されております町民相談コーナーのスペースを拡大して2部屋に増室するほか、相談者のプライバシーに配慮し、間仕切り壁などを高くするなどして、安心して相談できる環境整備をいたしてまいりたいと思っております。

バス利用促進事業・運転免許証自主返納支援事業についてでございます。

バスターミナルが完成をして、バス路線の再編など整えられた環境を生かすために、引き続き

利用者の確保と拡大を図ってまいります。その一環としまして、アユカカードの自動入金機を設置し、利用者の利便を図ります。また、アユカカードの購入助成、バス券購入及びバス事業者支援のためのバス路線維持費として863万6,000円を計上したところでございます。今後も国・県の動向を踏まえ、北方町地域公共交通協議会との連携を図り利用促進の検討を進めてまいります。また、あわせまして、運転免許証自主返納支援といたしまして、高齢者の方が加害者となる交通事故を未然に防ぐとともに、公共交通機関であるバスの利用促進及び住民基本台帳カードの普及を図るため、65歳以上の方が免許証の自主返納をされた場合に、アユカカードの発行と身分証明になる住民基本台帳カードを無料交付してまいりたいと思っております。

次に、樽見鉄道への存続支援でございます。

樽見鉄道株式会社への存続支援につきましては、樽見鉄道連絡協議会において、平成24年度まで2ヵ年にわたり引き続き支援していくことが決定されました。今後も樽見鉄道の経営状況や国・県の動向を踏まえ、支援策を協議会で検討してまいります。そのため、今年度の予算措置といたしましても、助成金の限度額である200万円を計上いたしました。

税収対策についてであります。

税の収納率の向上と納税者の利便性の拡大を図るため、平成22年度から軽自動車税に続き、個人住民税及び固定資産税につきましてもコンビニで収納を可能にするための所要の予算を計上いたしております。

旅券申請・交付事務についてであります。

旅券手続のため、従来は県のふれあい会館などへ出向く必要がありましたけれども、町民の利便性を図るため、申請・交付事務を7月から町の窓口で行いたいと思っております。そのために必要な予算計上をいたしております。

障がい者計画等の策定についてでございます。

障害者基本法に基づく、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める障がい者計画の策定、また、各年度における障がい福祉サービス・相談支援の必要量の見込み及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める障がい福祉計画の策定、さらに介護保険サービスと老人福祉サービスが相互に利用できる仕組みをつくる必要から、もとす広域連合の第5期介護保険事業計画と整合のとれた老人福祉法に基づく老人福祉計画の策定のための予算措置を講じております。

高齢者の見守り事業でございます。

本町には、現在470名ほどのひとり暮らしの高齢者が住んでおられます。また、夫婦など高齢者のみの世帯は500世帯にも上るわけでございます。今後も高齢化が進む中で、高齢者の方が住みなれた地域で安心して暮らし続けるように、地域で支えていく組織づくりとしまして、(仮称)高齢者見守り隊の養成研修などの予算を計上いたしました。

保育施設設備の充実についてでございます。

保育園の入園待機問題が全国的に大きな社会問題になっております。当町においても、未満児

の入園希望が年々増加をしていることへの対応のため、中保育園の空き教室を未満児室に充てることで定員の拡充を行い、待機児童の解消に努めてまいります。加えて遊具の改修を行うなど、働く世代への子育て支援に必要な環境整備の予算措置を講じております。

ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン接種費用の助成についてでございます。

平成23年1月より子宮頸がんワクチン接種費用の助成を開始したところでありますが、さらに細菌性髄膜炎や肺炎、中耳炎を予防して子供たちの健康を守るために、ヒブ及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種費用についても全額助成を行う予算1,492万1,000円を計上いたしました。

がん検診推進事業につきましては、平成21年度から開始いたしました女性特有のがん検診推進事業を引き続き実施するとともに、新たに働き盛りの世代である40歳から60歳まで5歳刻みの節目の方を対象にした大腸がん検診の無料化や、がん予防啓発冊子作成などの事業を行うための予算計上をいたしております。

ごみ処理施設の整備充実については、本町のごみ処理拠点でありますリサイクルセンターは、平成17年度の稼働以来、多くの町民の方から、利用しやすく、施設として好評をいただいておりますけれども、稼働から6年が経過したことに伴いまして、破碎機のコンベアチェーン取りかえ修繕等に要する予算360万円を計上いたしました。

農業振興対策につきましては、本町の農業振興地域において、高齢化の進行により農業従事者が減少していく中、担い手農業経営者による農用地の約30%が利用集積され、経営の安定化と作業の効率化が進められております。平成23年度も、引き続き担い手を中心とした安定的な都市近郊型農業の振興を推進していくために要する予算を計上いたしております。

商工観光の振興についてであります。

商工業の振興対策については、引き続き商店街の活性化事業等を助成するための商工会への補助金1,617万8,000円を計上しております。また、北方まつり、未来タウン北方ふれあいまつり、門前市についても、まちおこしや商工業活性化対策となるように、引き続き事業を推進してまいりたいと考えております。

観光事業につきましても、老朽化した町の観光案内看板の更新や観光協会を中心とした各種イベント事業に係る所要の補助金などについて予算措置を講じております。

土地区画整理事業についてでございますが、加茂地区につきましては、県の河川工事のおくれにより一部未施工箇所を残しておりますが、平成24年度の換地処分に向けて清算作業等を進めており、これにあわせて地区周辺を含めた町名町界変更の手続を行ってまいります。

また、高屋西部地区については、待望の組合設立がなされ、事業の開始がなされたところであります。平成23年度につきましては、道路詳細設計や換地設計等が実施されますので、その事業の負担に要する予算1,575万円を計上いたしております。

都市景観事業についてであります。

よいまちの条件は自然と歴史と文化の条件がそろっていることが必要であります。人間が住むに値するまちとは、この3条件が生成進化されたものでなければなりません。大都会は、便利で

効率的ではありますが、安心・安全、人間のふれあいに欠け、コンクリート砂漠のようなまちが果たして家族で人生を送る価値があると言えるでしょうか。人間が住むに値するまちの究極は、公園都市であります。北方町では、区画整理事業などにより街区公園が15カ所、近隣公園3カ所、その他の公園4カ所、児童遊園が10カ所の計32カ所もありますが、こうした個々の公園整備だけではなく、街路を含めた一体のものとした都市の中の自然を醸成していくことが大切であります。

そうした観点から、平成23年度は町道3号線高屋芝原線のバリアフリー化と、高屋西部土地区画整理事業にあわせて整備する都市計画道路3路線についての詳細設計や、佃公園及び中央公園の改修整備に要する所要の予算3,850万円を計上いたしております。

防火・防災対策についてであります。

防火・防災対策につきましては、現在、柱本に配備されている老朽化した小型動力ポンプ付積載車を更新して消防設備の充実強化を図るべく、所要の予算を計上いたしました。

教育関係についてであります。

教育につきましては、平成23年度より第2次北方町教育総合5ヵ年計画をスタートいたします。第2次5ヵ年計画の精神は、学校教育は「子供が主役」、社会教育は「住民主役」の教育の推進であり、関係団体や住民の方々との連携をこれまで以上に密にして諸施策を進め、北方の教育を受けてよかったと思っていただけるように努めてまいります。こうした立場から、次の施策を進めてまいります。

学校教育関係についてであります。

学校教育につきましては、まず能力開花推進事業を継続いたします。この事業は、基礎学力・英語力・表現力を育てるとともに、ふるさとを大切に、節度ある態度で生活する力を育てようとするものであり、そのための所要の予算171万4,000円を計上いたしました。園・学校では、子供たちの実態を踏まえて特色ある教育活動を推進してまいります。また、節度ある地域生活を送ることができるよう、子どもサミットや校區別児童生徒集会、地域貢献活動などの子供が主役の活動を進め、生活姿勢を高めてまいります。

心の教育推進事業については、5年目を迎えますが、基本的な生活習慣やモラル、規範意識の一層の高揚を図り、好ましい実践的な態度を育てるために継続して取り組むことにし、幼稚園・小・中学校への交付金として予算219万円を計上いたしております。

地域ぐるみの道徳教育実践事業につきましては、各種団体の協力のもと、新たにありがとう運動や子どもサミット宣言の実現を目指して、まちづくりに参加する道徳性豊かな子供の育成に努めてまいります。

いずれにいたしましても、授業が子供たちに優劣を自覚させる場になってしまったり、いじめの温床になったりするようなことは絶対に避けなければなりません。どの子にも学習の手ごたえが感じられるよう、工夫ある授業を目指してまいります。

安全対策・環境整備につきましては、次の事業を予定いたしております。

一つ目は、幼児・児童生徒の安全・安心な地域生活を確保するため、ボランティアにより見守

り隊の拡充に努める一方、まちぐるみで子供たちを見守ることができるように、青少年育成連絡会議に所属する団体などと連携して、住民への一層の啓発に努めてまいります。

二つ目は、幼稚園・学校関係の施設・設備の整備であります。平成24年度に全面実施となる中学校新学習指導要領に対応するため、不足することになりました理科室を増設する工事費として1,700万円の予算を計上いたしました。このほかに、幼稚園・北方小学校の遊具設置工事、北方西小学校の給食用昇降機取りかえ工事のための所要の予算を計上しております。

学習指導につきましては、今日的な課題であります学力問題・不登校問題に焦点を当て、だれもが楽しんで学校に通い、ひとしく基礎・基本の力が身につくよう、諸施策を進めてまいります。

まず、多様化する幼児、児童・生徒一人ひとりに学習が成立するよう、特別支援サポーターを配置する予算912万円を計上しました。

次に、住民の専門性を生かして学校の環境整備や教育を支援する学校支援ボランティア事業と、幼稚園・保育園・小学校・中学校が相互に連携し、一貫した教育を推し進める幼保・小・中連携教育推進事業に249万6,000円を計上しております。これらの事業は、今日の学習指導の重要性にかんがみ、町単独の事業として行うものであります。

また、従来から実施してまいりました小・中学校を対象とした教育相談活動については、相談の対象者を幼児、児童・生徒、青年とその保護者にまで広げるとともに、不登校だけでなく、就学相談、いじめや虐待相談等を含めた幅広い教育相談活動が行えるように配慮いたします。その要員、学校・地域連携教育相談員2名分として530万円を計上いたしております。適応指導教室「大空」の指導員1名とあわせて、本町の青少年の健全育成に努めてまいります。

学校図書につきましては、これまでの予算措置により、平成22年度の岐阜地区図書館審査で、北方南小学校が最優秀校に入賞する成果を上げました。北方小学校、北方西小学校に続いての3年連続最優秀賞受賞となりました。読書によって人はさまざまな価値観に触れることができ、本に示された価値観と自分の価値観とを対話させることで自己の内的な成長ができ、それが社会の中での生きる力になっていくのであります。今後も一層活発な読書活動が行われるよう、所要の予算を計上いたしております。

学校給食につきましては、平成23年度も値上げは極力控え、安価でおいしく、安全な給食の提供に努めてまいります。なお、老朽化した給食配送車1台を更新する予算を計上いたしております。

社会教育・生涯学習関係についてであります。

人と人がつながる・心と心がつながるコミュニティの創出を目指して、住民主役の諸施策を推進してまいります。

社会教育につきましては、まず子供の安全な生活の場を保障する放課後児童クラブ「学童保育」についてであります。平成23年度から、定員に余裕がある場合に限り対象児童を4年生以上に拡大するとともに、長期休業中の開始時刻を30分繰り上げて午前8時15分とし、保護者の便宜を図ります。3小学校に開設する学級の要員は、1学級について指導員1名、補助員2名の計3名

を予定しており、3学級分の予算としまして1,294万8,000円を計上いたしました。

次に、町民ボランティアであります。ボランティアは、住民主役のまちづくりの柱となる活動であり、現在、本町には社会福祉協議会管下の福祉ボランティアと、教育委員会管下の学校支援ボランティア、一般ボランティアの登録窓口があります。これまで紛らわしさがありましたので、今後は相互の連携を密にして運用の効率化と活動の充実を図るとともに、コーディネーターを養成してすそ野を広げ、ふるさとに対する愛着や住民相互の連帯意識を高めてまいりたいと考えております。

ふるさと北方の文化の保全と継承については、3年計画で進めております史跡の標柱や説明板の改修工事の2年目に当たります。そのための予算としまして150万円を計上しております。

未来につなぐ心の糧作品公募事業については、未来に生きる人々へのメッセージとして全国規模の事業に定着してまいりました。本年度も継続するための予算154万6,000円を計上しております。これからも、住民ボランティアであります「未来につなぐ心の糧」実行委員会の全面的な協力のもと、民と官の共同で一層充実した事業となるように進めてまいりたいと考えております。また、合唱の町・北方にふさわしい音楽会の開催を目指し、合唱団の育成にも努めてまいります。

生涯学習センター「きらり」に係る事業については、文化の薫り高いまちづくりに資する主催事業を3回程度、住民ボランティアであるきらりスタッフによる企画事業と、同じく住民ボランティアである実行委員会企画事業を各1回開催するための所要の予算900万円を計上しました。

このほか、住民の生きがいを進めるため、高齢者大学に代表される社会教育事業、家庭教育学級などの公民館事業、北方ふれあいクラブを中心とした社会体育事業、ふるさと自然発見工房などの生涯学習事業を、住民が主役になって進めることができるよう所要の予算を計上しております。

社会体育については北方町スポーツクラブ準備委員会の設置に向け、各種スポーツ団体の長から成る検討委員会で本格的な検討に入る予定であります。また、健康な日常生活の維持・増進を図るため、町内ウォーキングコースの整備に要する経費114万7,000円を計上いたしました。

国民健康保険事業につきましては、増加傾向にある療養給付費を、決算見込み額比約5%の増となる11億5,433万1,000円とし、同じく医療の高度化、該当件数の伸びなどにより増加傾向が見られる高額療養費は、対前年度比4.6%増の1億3,614万3,000円とし、歳入歳出の総予算額をそれぞれ20億1,002万2,000円計上いたしました。その中に、特定健診につきましては、受診者すべての方が貧血、心電図検査を受けることができるよう必須検査項目として追加をし、その充実を図ったところでございます。

また、国保財政の主要な財源であります保険税につきましては、保険給付費が前年度とほぼ同額であるため保険税率の改正は行わず、据え置きとして、国民健康保険基金を6,600万円取り崩し、被保険者の負担を極力抑えるよう検討してまいりたいと考えております。そのため、保険税につきましては、対前年度比9.3%減の5億5,123万9,000円を計上いたしました。

なお、平成22年度現年課税の保険税の収納率は、約2%の増の89%ほどの見込みとなっております。

ますが、国保財政の主要財源でもあり、税の公平・平等の観点からも、引き続き行政処分などの対応により、収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

後期高齢者医療の保険料率につきましては、見直しの年ではないため改正はございません。また、被用者保険の被扶養者であった方や、所得の低い方の保険料軽減措置は、引き続き実施をされます。それらを踏まえまして、保険料は1億925万7,000円を見込むなど、歳入歳出の予算総額としては1億4,518万円を計上いたしました。

なお、すこやか健診は特定健診と同様の内容とし、心電図検査をすべての受診者に実施するなど健診内容の充実を図り、高齢者の方の健康維持を図ってまいりたいと考えております。

下水道事業についてでございます。

下水道事業の主な収入であります下水道使用料は、家屋の新築及び排水設備の切りかえを見込み、対前年度比1.2%増の2億4,500万円を計上いたしました。

受益者負担金は、農地転用等の徴収猶予取り消しによる賦課、1万3,000平方メートルなどで571万4,000円を見込んでおります。

処理場管理費につきましては、平成21年度から汚泥が発生をし、その処分費を計上しておりますが、汚泥量はまだ少量であり、引き続き汚泥の発生を抑制する運転を行い、処理場の管理費の軽減に努力してまいりたいと考えております。

公共下水道費につきましては、新たな宅地造成などに対応できるよう管渠工事費260万円を、また更新時期を迎えたマンホールポンプの取りかえのため210万円をそれぞれ予算計上しております。

公債費につきましては、元金償還金2億6,703万3,000円、利子償還金1億3,404万5,000円であり、元利償還額は前年度予算に比べ1,943万7,000円減の4億107万8,000円を計上しております。

上水道事業についてであります。

上水道事業の主な収入であります水道料金は、家屋の新築などを見込み対前年度比1.7%増の1億5,000万円を計上いたしました。

一方、支出につきましては、第2取水ポンプ取りかえ工事費として300万円の予算を計上いたしました。

また、配水管布設工事は、東海地震などに備え更新時期を迎えた区間とループ化のために延長490メートル、工事費1,877万5,000円の予算を計上しております。

以上のように所要の事業を行いながら、一方で経常的な経費節減を図る予算編成を行ったところであります。この結果、損益の計算をいたしますと1,820万円の純利益が予想でき、引き続き安定した企業経営が見込める状況であります。

次に条例など、残りの案件について順次御説明申し上げます。

議案第4号は、北方町新築住宅の定住奨励金交付条例制定についてであります。急速な少子高齢化の中、町外から転入される方などの住宅取得を促進し、定住人口の増加を図り、本町の活性化に資するため、新たに条例を制定するものでございます。

議案第5号は、北方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されるに伴い、条例の関係部分について所要の改正を行うものでございます。

議案第6号は、北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。さきの人事院勧告にかんがみ、期末手当の支給率について、6月と12月の支給割合を変更するため、所要の改正を行うものであります。

議案第7号は、北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。非常勤の特別職職員のうち特定の委員に対する報酬について、その支給方法を年額制から月額制、または日額制に改正しようとするものであります。

議案第8号は、北方町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。議案第6号と同様、期末手当の支給率について、所要の改正を行うものであります。

議案第9号は、北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。議案第6号、第8号と同様、期末手当及び勤勉手当の支給率について、所要の改正を行うものであります。

議案第10号は、北方町福祉振興基金条例の一部を改正する条例制定についてであります。基金の有効活用を図るため、設置目的の文言を見直し、福祉事業全般へ基金を有効活用できるように所要の改正を行うものであります。

議案第11号は、北方町公共用地取得基金条例の一部を改正する条例制定についてであります。土地開発公社の解散に伴い、関連する規定の整備を行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第12号は、平成22年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについてであります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億5,600万円を増額し、歳入歳出の予算総額を54億8,971万1,000円とするものであります。歳入の主なものとしては、法人町民税1,200万円、固定資産税1,300万円、地方交付税1億605万9,000円、前年度繰越金9,323万3,000円を増額する一方で、町たばこ税1,100万円等を減額するものであります。次に、歳出の主なものでありますが、国民健康保険特別会計保険基盤安定繰出金1,194万9,000円や、福祉医療費の母子家庭等医療費助成金350万円の増額、各種事務事業の契約差金などを減額するとともに、これら歳出の減額とさきの歳入の増額分をもって、新たに1億3,000万円を財政調整基金及び福祉振興基金にそれぞれに積み立てるものであります。なお、1月臨時会にて補正予算計上をいたしましたデイサービスセンター施設改修工事及び町立幼稚園施設改修工事につきましては、翌年度への明許繰越の予算措置をお願いするものであります。

国民健康保険事業についてであります。

議案第13号は、平成22年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を定めるについてであります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,160万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総

額を20億5,270万5,000円とするものであります。その主なものは、一般被保険者国民健康保険税を1,440万8,000円減額補正し、一般被保険者療養給付費2,000万円、一般被保険者高額療養費700万円などの増額補正を行うものであります。その財源については、国庫補助金、県補助金、一般会計繰入金、繰越金を充てるものであります。

次に、老人保健医療特別会計事業についてであります。

議案第14号は、平成22年度北方町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについてであります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ116万円を増額し、歳入歳出総額を2,884万6,000円とするものであります。その内容は、今年度をもちまして老人保健医療特別会計を廃止するため、繰越金72万7,000円などの増額補正を行い、歳出においては一般会計への繰出金166万円などを増額補正するものであります。

議案第20号は、北方町土地開発公社の解散についてであります。公共用地、公用地などの取得、管理、処分などを行うために設立した北方町土地開発公社であります。今後については、土地の先行取得などの具体的な事業展開予定がないことなどから、公社としての実質的役割は終了したものとして、解散をしようとするものであります。

以上で提出案件の説明を終わりますが、冒頭において、新年度一般会計の予算案は、ここ5年間では最高の額であると申し上げました。その要因としましては、平成19年度の予算において4億3,600万円でありました扶助費が8億7,400万円となっており、実に4億3,800万円の伸びとなっております。この間の予算総額の伸びが1億4,000万円にすぎませんので、現実的には余裕のない緊縮型の予算が続く結果となっておりますことを最後に申し添えておきたいと思っております。

それでは、詳細につきましては、議事の進行に従いまして順次御説明を申し上げることといたします。よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これらの案件につきましては、本日はこれまでとし、休会中に議案調査を行うことといたします。

お諮りをいたします。議案調査のため、明5日から9日までの5日間を休会とし、本日はこれで散会をいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、明5日から9日までの5日間を休会することといたし、本日はこれで散会することに決定をいたしました。

なお、第2日は10日午前9時30分から本会議を開くことにいたします。

本日はこれで散会いたします。大変御苦勞さまでございました。

散会 午前11時00分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成23年3月4日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員